



原点回帰 期待と信頼に込めて！

茨城県行政書士会

会長 國井 豊

新体制がスタートいたしました。原点回帰。制度創設理念を満足させるよう、これまで以上に働いてまいります。会員の皆さんのさらなるご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます。

就任以来、行政書士制度の知名度向上に力を注いでまいりました。まずは、制度を認知してもらい、その上で活用いただき、満足を得ることで、期待と信頼を確実に最大化させることが理想です。ホップ、ステップ、ジャンプと良い意味で好循環に繋がるよう、可能な限りの手立てを講じる所存です。

幸いにしてわが会は、支部との連携のもと、広報月間のみならず、県内ほとんどすべての行政において、無料相談会を実施しています。毎週木曜日に展開し好評を博している、市民相談センターもかなりの定着感があります。イオンモールなど、かつての常識では思い浮かばないような場所で試みるなど、拡がりは無尽大です。これらは、社会貢献の一環ですが、世のため、人のためを第一義に、制度PRに繋がることは、願ったり叶ったりです。法の趣旨と制度理念を損なうことなく、既成概念、固定観念、経験則を廃し、様々なチャレンジをしたいと思っております。

先人の絶え間ないご尽力と、社会や時代の要請、国民からの求めに応じて大きく飛躍した行政書士制度と、格段に向上した行政書士の立ち位置は、誰もが認めるところとなっています。代理権すら持たず、帯刀しない武士のごとく擲揄された時代から、聴聞弁明や行政不服申立の代理権を得るまで実務の幅も拡

がったのです。はたして、未来永劫、制度が飛躍し、司法手続きの分野まで参入することができるのでしょうか。いや、規制緩和や士業制度改革等により、他士業による行政書士制度への市場開放が進むのでしょうか。

組織として常に、制度推進、職域の拡大を謳っております。しかしながら、事はそれほど単純ではありません。新職域への参入には、法改正が必要であり、そのためには、国会や行政の合意はもとより、業界団体との調整も進めなければなりません。要は、きわめて高いハードルを超えなければならないということです。一方、行政書士法第1条の2に規定する業域は広範であり、未参入に近い分野や、これから着手できる仕事が目白押しといえます。そうしたことから、なによりも今ある業域を堅持することが肝要です。新人、ベテラン問わず、原点回帰。お家芸である許認可申請書の作成をはじめとする独占業務について、様々な角度から研究研鑽を重ね、他の士業に負けない足腰の強い体制を、構築しようではありませんか。そうすることで、国民からの期待と信頼がより高まり、弁護士法第72条のように、行政書士法第1条の2を不動のものとし、新職域の光明がみえてくるはずですよ。ともにがんばりましょう！

名誉会員御挨拶



茨城県知事

橋本 昌

このたび、茨城県行政書士会が新役員体制でスタートされましたことを心からお慶び申し上げます。また、國井会長をはじめ、茨城県行政書士会の皆様には、身近な街の法律家として、日頃から本県の円滑な行政運営に多大なるご支援、ご協力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、本県は横綱・稀勢の里関や大関・高安関の活躍、4月からのNHK連続テレビ小説「ひよっこ」の放映、そして先般、日本サッカー協会に、カシマサッカースタジアムを東京オリンピックの競技会場として追加決定いただいたことなどにより、例年以上に注目が高まっております。

また、本県では、昨年も企業の立地が順調に進みますとともに、1月からは日野自動車古河工場が全面稼働となり、さらに2月末には圏央道の県内区間が全線開通となったことなどにより、今後、更なる発展が期待されております。

一方、急激に人口減少・少子高齢化が進行する中、本県の人口も昨年は自然減少が1万人を超え、東日本大震災以降7万人以上減少しており、県では、災害に強い県土づくりや行財政改革を進めながら、地方創生や「人が輝く 元気で住みよい いばらき」づくりに全力を注いでおります。

とりわけ、本県の高齢化率は、近年、毎年約1%ずつ上昇し、今年4月には28%に達しており、県では、地域住民の方々と接する機会の多い企業や団体と協定を締結し、一人暮らしの高齢者や認知症の方などを地域で見守

ることができる体制整備を進めますとともに、軽度認知障害（MCI）の対策強化や徘徊者保護に関する実地訓練などを進めております。行政書士の皆様にも、認知症高齢者の財産管理などを適切に支援していく上で、これまで以上に成年後見制度に関わっていただくことなども重要になるものと考えております。

また、多様化・複雑化する行政サービスに対する県民ニーズに対応しながら、現在、全国では、困難な試験を突破した4万人を超える行政書士の方々にご活躍いただきますほか、行政庁への不服申立手続の代理業務を行うことができる特定行政書士の育成が進むなど、行政書士の皆様が果たす役割は、これまで以上に重要となっております。

こうした中、茨城県行政書士会の皆様が、日頃から会員の資質と実務能力の向上に努められますとともに、無料相談会の開催、さらには小学校におけるごみ問題をテーマとした法教育など、幅広い分野に積極的に取り組まれておりますことは誠に心強い限りです。

また、県内の20市町村及び福島県行政書士会と災害時における支援協力にかかる協定を締結され、被災者支援に向けた体制づくりを着実に進められておりますことを、大変有難く感じております。

今後とも地域住民と行政との架け橋としてご活躍されますことをご期待申し上げます。

結びに、新たな体制のもと、茨城県行政書士会が益々発展されますことをお祈りいたしまして、ご挨拶といたします。

顧問御挨拶



水戸市長
高橋 靖

茨城県行政書士会の皆様におかれましては、日頃から許認可申請書類の作成や手続代理、相談業務などを通じて、市民と行政とを結ぶ架け橋として、本市の行政運営に多大なるご協力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

現在、茨城県行政書士会は、皆様のたゆまぬ努力の積み重ねにより県内全域に1,000名を超える会員を擁する発展を遂げられております。複雑化・高度化する社会環境の中で、頼れる街の法律家として、会員一人一人が高度な専門知識を生かし、市民の権利義務、事実証明等に関する重要書類の作成など、市民の権利や利益を守る重責を担っておりますことに、深く敬意を表します。また、本市をはじめ県内自治体との間で、災害時における支援協力に関する協定を締結されるなど、被災者支援に向けた体制を着実に進められておりますことを、大変心強く感じております。

このたびの役員改選に伴う新体制のスタートによって、ますますご活躍の場が広がっていくものと期待しております。

さて、本市では、全国的な人口減少や高齢化などの課題に対応し、選ばれるまちとなるために、日本遺産を構成する弘道館や偕楽園周辺における歴史まちづくりや水戸芸術館を中心とした芸術・文化活動など、ハード・ソフト両面からの魅力づくりを展開し、新たな交流やにぎわい創出、経済発展につながる取組みを進めております。

昨年度、国において、「世界が訪れたい日本」を目指し、「景観まちづくり刷新支援事業」が創設され、本市が、そのモデル地区として、全国10都市の1つに指定されました。今後、県や関係団体と協力しながら、千波公園を含む中心市街地の景観を磨き上げ、さらなる魅力の向上を図ってまいります。

今後とも、多様化する課題に市民目線で取組み、訪れてみたい、住んでみたいと思われる選ばれるまち、将来にわたって全ての市民が安全に安心して暮らせるまちの実現に全力を注いでまいりますので、貴会の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、貴会のますますのご発展と、國井会長をはじめ会員の皆様のご活躍とご健勝をお祈り申し上げます、ご挨拶といたします。



参議院決算委員会委員長
参議院議員
岡田 広

茨城県行政書士会の皆様におかれましては益々ご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げます。

このたびの総会における役員改選におきまして國井豊会長をはじめ役員の皆様が再任され、茨城県行政書士会が新たにスタートされましたことを心よりお祝い申し上げます。

行政書士の業務は、官公署に提出する書類の作成・手続についての代理や各種契約書など権利義務に関する書類の作成・相談など多岐にわたります。官公署に提出する書類の多くは許認可に関するもので1万種類あることから、国民と行政のパイプ役として私たちの生活に一番身近な「行政手続の専門家・街の法律家」として親しまれています。

行政書士制度の大きな転換点としまして平成26年には行政書士法の一部が改正され、行政書士が作成した官公署に提出する書類に関する許認可等に対して行政不服申立手続の代理が行える「特定行政書士制度」が始まりました。これにより行政書士の職域はさらに広がり、昨今複雑化する社会環境のなかにおいても、より国民のニーズに的確に応えることが可能になりました。

皆様におかれましても行政手続のスペシャリストとしての経験と知見に加え、新たな業務分野においても研修等を通じて必要な法的知識をしっかりと身につけて、茨城県民の皆様への行政サービスの利便向上と、行政の円滑推進により一層のご尽力をいただけますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、國井豊会長を中心に茨城県行政書士会のご発展と会員の皆様のご活躍を心から念願しご挨拶とさせていただきます。



衆議院議員
田所 嘉徳

茨城県行政書士会の皆様方におかれましては、「身近な街の法律家」として、日頃より、行政機関に対する諸手続における文書の作成・代理などにより、行政手続の円滑な運営と国民の利便性の向上に多大なるご貢献をされておりますことに敬意を表する次第です。

また、このたび再任されました國井豊会長をはじめとする体制の新たなスタートに心からお祝い申し上げますとともに、これまでの豊富な経験により、さらに充実した活動を推進されますようご祈念いたします。

さて、行政書士法の制定から65年が経過いたしました。この間の社会情勢の変化はまことに著しく、近年では、住民のニーズも多様化・高度化しております。そうした中であって、行政手続の専門家であり、「国民と行政の架け橋」である皆様方に対する期待は、益々大きなものとなっております。

平成26年の行政書士法改正により、「特定行政書士」が誕生し、行政不服申立手続の代理ができるようになったことも、新たな事業領域を開くものとして大きな意味があります。これも、行政書士としての豊富な知識と経験を生かして、新たなニーズに対応することにより、一層地域の人々の利便性の向上に寄与することになると思います。

皆様方におかれましては、これまでに培ってこられた知見を遺憾なく発揮していただくとともに、新たな業務分野における知識・技能の習得にも積極的に取り組まれ、引き続き、行政書士制度の一層の発展のためご尽力されますようお願いいたします。

私も、「地方の声の響く政治」の実現をモットーに、引き続き、皆様方の意見に真摯に耳を傾け、地域経済の活性化や地方の人口減少対策といった諸課題の解決のため、皆様方の声を国政に届けるべく積極的に活動するとともに、茨城県行政書士会の顧問として、行政書士制度の更なる発展のため尽力してまいります所存です。

結びに、國井豊会長をはじめとする、茨城県行政書士会の皆様の益々のご発展と会員の皆様方の一層のご活躍を祈念し、ご挨拶とさせていただきます。



茨城県議会議員
藤島 正孝

このたび、茨城県行政書士会が新役員体制のもと、さらなる発展に向けた力強い第一歩を踏み出されましたことを心からお祝い申し上げます。

また、國井会長をはじめ、茨城県行政書士会の皆様には、日頃から県民と行政との架け橋として、県民の権利や利益を保護するとともに、円滑な行政運営の推進に多大なご尽力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、昭和26年の行政書士法成立から65年余りが経過し、人々の生活環境や価値観の多様化、様々な制度改革や高度情報化の進展など、国民生活を取り巻く環境は大きく変化しており、これら社会情勢の変化に伴う住民のニーズに対応していくため、行政書士の皆様の高度な知識や幅広い経験が求められています。

こうした状況の中、行政書士の業務内容は、書類作成業務のみならず、複雑多様なコンサルティングを含む許認可手続業務が増加しておりますほか、皆様方におかれましては、ADR（裁判外紛争解決手続）業務の研究や成年後見制度の推進に取り組まれるなど、県民生活の向上のため、幅広い分野において、多大なご尽力を頂いているところであります。

また、日頃から、県内各地域において無料相談会を開催されておりますことに加え、行政不服申立の代理業務を行うことができる特定行政書士制度の推進、さらには、東日本大震災を踏まえ、行政書士会間で、災害時の被災者支援に関する協定の締結を積極的に進められるなど、県民の安心を支える身近な相談役として、これまで以上に重要な役割を担っていくものと考えております。

今後も引き続き、「頼れる街の法律家」として、行政手続の円滑かつ適正な実施を通して、公共福祉の増進にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新たな役員体制のもと、茨城県行政書士会が、今後益々発展されますことをご祈念申し上げます。ご挨拶といたします。



茨城県議会議員
舘 静馬

このたびは、国井会長をはじめ新役員の皆様で新体制をスタートされたとのこと、心よりお祝いを申し上げます。また、日頃より茨城県行政書士会の皆様にはひとかたならぬご厚情とご支援をいただいていることに心より御礼を申し上げます。

さて、私達県議会議員は、県民と行政とのパイプ役になって県民の福祉向上のため尽力しているところですが、行政書士の皆様も同じく市民と行政の橋渡しを各種手続の面から行っていただいております。「世のため、人のため」という観点から非常に親近感を抱かせていただいております。

社会が複雑多様化しており、それに伴って様々な手続が増えております。このような中、皆様のような専門性を持った行政書士の方々が「頼れる街の法律家」として今後さらに多くの方に必要とされる状況になると考えます。

そのような中、貴会においては電話無料相談窓口を設置されており、県内各支部でも無料相談会を数多く開催することによって、市民に寄り添う法律家として多大なるご尽力をいただいております。

さらに小学校において出前授業を開催し、法教育を実践することによって法的な考え方を子どもの段階から身につける教育にご貢献されております。

そして、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に適切な被災者支援を行うための協力協定を県内20市町村と締結されており、非常に心強い限りです。

制度的にも行政不服申立手続が出来る特定行政書士が増加しているなど、行政書士の皆様がこれまで以上の活躍できる環境が拡大していくことと存じます。それによって、市民県民の皆様の生活の利便に大いに資することと考えますので、私もこれまで以上に、行政書士制度の充実・発展と行政書士の社会的地位の向上の為に、精一杯働かせていただく所存でありますので、尚一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、茨城県行政書士会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。



茨城県議会議員
八島 功男

茨城県行政書士会の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。皆様には、日頃よりひとかたならぬご支援ご協力を賜り篤く御礼申し上げます。

平成29年もまた、国井豊会長をはじめ副会長の皆様の再びの重責を担ってスタートされましたことに心からお祝い申し上げます。

卓越した国井会長の手腕はもちろんの事、脇を固める副会長の皆様のリーダーシップにより茨城県行政書士会のご発展を確信するものです。

私たちは法の下で生き、手続きの中で暮らしています。自由で競争原理の働く自由経済も、誰もが納得と共通のルールにより整然と執行されています。そして、国民生活の権利や利益を守るためには、各種の行政施策を十分に理解しなければなりません。しかしながら、この理解と実行ほど難しいものはないと思われれます。そこに、皆様のように市民と官公署を橋渡し結びつける行政書士の大いなる使命があることと存じます。皆様の街の法律家として日頃のご活躍に心からの感謝を申し上げます。

先日も述べましたように、私は、いずれは市民後見の分野でお役に立ちたいと願っているところです。超高齢社会は、相続や財産管理、更に身上監護など「成年後見」の意義は大きい。齢を重ねることで誰もが認知症などにより判断能力を低下することは自然です。時に、人生の「終活」も多くの知識と手続を要することです。どうしても専門職の力が必要です。そこで皆様のお力で多くの高齢者の行く末を身近に法律家の立場から守っていただきたいと念願してやみません。

結びに、会員の皆様の絶大なご信頼ご信任を得て再任されました国井会長をはじめ茨城県行政書士会執行部の皆様、そして、茨城県下ご活躍の行政書士の皆様お一人おひとりのご健勝ご発展を心よりお祈り申し上げますご挨拶とさせていただきます。



茨城県議会議員
星田 弘司

入道雲が空に映え、まぶしい夏の到来を告げています。大変暑い日々が続く中、会員各位の皆様におかれましては、ご健勝のことと存じます。

茨城県行政書士会の皆様におかれましては、平成29年度定時総会・定期大会におきまして、國井豊会長はじめとする役員の皆様が再任されまして、新たな体制の下で今年度の活動をスタートしたことに心からお祝い申し上げます。また、日頃より実務の専門家として、本県の行政運営及び県民生活の向上に多大なるご貢献をいただいていることに心より敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。

行政書士の業務範囲は他の士業と比較しても、広範囲に及ぶとされています。時代の移り変わりに伴って、県民のニーズは、益々多様化しています。従来から行っていた許認可申請をはじめとする書類の作成といった法定業務にとどまらず、成年後見、高齢者・外国人支援に関する業務などの地域の保健福祉行政にも参画し、新たに策定される法律や制度に応じて従来の業務のあり方を進化させたりしながら、常に新たな事業に取り組んでいくことも求められています。また、小学校での法教育授業を実施していただいています。社会貢献や人材育成にも積極的に取り組むことも重要であります。そのような地道な活動が、行政書士制度そのものへの理解を深めると同時に、将来にわたっての行政書士制度の発展につながっていくものと考えます。我々顧問といたしましても、皆様の幅広い活動をサポートし、社会に欠かせない行政書士の業務を発信し、ご活躍する環境づくりと共に取り組んでいくことをお誓い申し上げる次第です。

今後とも「街の法律家」として、県民の身近な存在である行政書士の皆様一人ひとりがその役割を十分に果たされ、行政と県民のパイプ役としてご活躍されますことをご期待申し上げます。結びに、茨城県行政書士会の益々のご発展と会員各位の皆様のご健康を心からご祈念申し上げます。ご挨拶といたします。

副会長御挨拶

副会長 飯塚 富雄

このたび、副会長に再任されました県西支部所属の飯塚でございます。

引き続き総務部を担当させていただくとともに、会員指導委員会委員長として会務の重責を担うことになりましたが、本会の発展と会員の地位向上を目指して一所懸命全力投球の姿勢で任に当たってまいり所存です。

特に、会の充実発展に基本となる規約・規則等の改廃・新設は、時代の変化に敏感に対応する必要があり、幅の広い総務全般について、間中部長を中心に少数精鋭による活躍を期待しながらバックアップしていきたいと考えています。

又、会員の資質・地位の向上は、永遠の課題であり、満足地点はないと考え、常に更なる向上を求めていかなければなりません。それが為には、現在実施している「コンプライアンス研修」や「補助者研修」の内容に創意工夫のもと、資料の充実や研修方法に一考を加えながら充実した研修になるよう進めてまいります。

更に、新規入会者等の事務所調査や公平性の確保という面から、「会費滞納会員」に対しては、直接の事務所訪問や法的手続を含めた行動を積極的に進めてまいります。

以上のことを含め、究極の目的である「会の更なる発展と会員各位の地位の向上」のため、与えられました役職を全うしてまいりますので、皆様のより一層のご支援ご協力を切にお願い申し上げます。

副会長 古川 正美

このたび、平成29年度定時総会におきまして再度副会長に選任されました。任期満了までの2年間、会長を補佐し、精一杯努めさせていただきたいと存じます。

引き続き市民法務部を担当することになり、前年度からの事業を結実させるとともに、今年度新たな事業に取り組んでいきたいと思っておりますが、中でも空き屋対策への対応及び成年後見制度利用促進基本計画への対応については地方自治体との連携が不可欠であるため、積極的に関与するとともに、迅速な対応に心がけていきたいと思っております。また、昨年より実施している災害時支援相談員養成研修及び法教育の実施については、今年度も引き続き実施することになりますが、特に法教育については実施予定学校を増やして定着させていきたいと考えております。

いずれにしても、会員の皆様の職域拡大のために与えられた職責を全うしたいと存じますので、今後とも会員の皆様のご協力とご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

副会長 渡邊 律三

このたび、引き続き副会長という大役を仰せつかりました県南支部の渡邊律三（わたなべのりみ）です。

部会は、昨期と同様、運輸交通部・国際部・申請取次行政書士管理委員会を担当させていただきます。

この二年間は、右も左も分からず、まずは何にでも出席第一と考え、勉強させていただきました。

運輸交通部では、出張封印業務において、業務範囲の拡大に繋がる大きな変化があります。まずは、この制度に係る茨城会の体制作りを急いで行わなければなりません。また、国際部、申請取次行政書士管理委員会ともども、申請取次業務は、一步踏み外すと、とんでもない結果がついてくることとなります。自己研鑽が重要な分野であり、部員の皆様とチカラを合わせて、しっかりと研修会の充実を図り、これからの2年間、先輩副会長ともども会長の補佐役として、また、担当する運輸交通部・国際部の部長、部員の方々の縁の下の補助ができるよう頑張る所存です。

会員の皆様には、ますますのご支援ご協力をお願い申し上げます。

副会長 嶋田 広一

このたび、平成29年度茨城県行政書士会定時総会において再選、引き続き、副会長を務めさせていただくことになりました。会長を補佐し、広報・監察部を担当してまいります。

茨城県行政書士会にあって、すべての行動は「職域の確保」、「制度の推進」につながっていなければならないと考えております。そこを念頭に、自らを律し、全力投球で会務に励んでまいり所存です。

会員の皆様には、更なるご指導とご鞭撻、ご協力をお願い申し上げる次第です。

副会長 郡司 孝夫

このたび、6月2日の行政書士定時総会におきまして、副会長を拝命致しました水戸支部の郡司と申します。

今期も「保健・風営部」と「環境部」を担当することになりました。

昨年は、風俗営業法の改正があり、風営法のしおりを作成いたしました。改正に対する研修会を開催しましたが、本年度は社会福祉に関しても力点を置き、施設の設置許可等、更に皆様の業務に即した研修を実施してまいりたいと考えております。また、環境部におきましても、「産業廃棄物収集運搬業」及び「産業廃棄物中間処分業」

等に関する申請上の留意点など県廃棄物対策課との連携のもと、皆様のニーズに応え、研修を考えて実施したいと考えております。

いずれにしましても、皆様方が行政書士業を営んで行くうえで、役に立つ業務研修を実施していきたいと考えておりますので、よろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

副会長 竹内 崇

このたび、國井会長の下、前期に引き続き副会長の大役を仰せつかりました県南支部の竹内崇でございます。これまで6期（12年）本会理事、副会長を務めさせていただいた経験を生かし、副会長として会長を全面的に支援すると同時に、今般も行政書士の主要業務を担う建設部、国土農地部を担当させていただきます。

前期2年間の活動を通して、両部に関連する業務の検証、改善を進めてまいりました。この間、茨城県内市町村農業委員会事務局での立会調査実施による非行政書士排除運動の展開、茨城県土木部監理課建設業担当との定期的な意見交換会開催による申請手続き円滑化の実現等、一定の成果を上げることができました。

真価を問われる今期は、これまでの会員皆様の資質向上に向け一層充実した業務研修会の開催、関係官公署との連絡・調整を通しての連携強化は勿論、更なる制度推進実現の為、新たな取組を実現する所存です。

副会長として大きな担いがあり、重責を痛感しておりますが、会員皆様が日常業務を円滑に遂行し、延いては稼げる行政書士となれるよう担当役員と一致団結し会務を遂行してまいります。

前期に引き続き、ご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。